

議案第 1 4 4 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により議決を求める。

平成 2 1 年 9 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 物件の表示 消防団消防ポンプ自動車 8 台
- 2 取 得 先 埼玉県さいたま市南区辻 4 丁目 1 8 番 1 0 号
埼玉消防機械株式会社中央営業所
所長 保泉 和男
- 3 取 得 価 格 1 0 9 , 6 2 0 , 0 0 0 円
- 4 取 得 理 由 火災現場における消火活動に充てるため。